

2 市場における廃棄物の発生抑制、リサイクルへの取組

(1) 廃棄物の発生抑制

廃棄物の発生量を減らすことは、資源節約の観点からだけでなく、廃棄物処理の費用負担を軽減させる点でも効果があります。

そのため、市場内の各排出事業者が廃棄物の発生抑制と適切な分別排出に努めることが大切です。また、市場外からの持込ごみと不法投棄が後を絶たないため、都と業界が相互に連携し、これらの対策として次の取組を強化しています。

① 市場と業界が廃棄物対策について検討していく場の設置

廃棄物対策を効果的に進めるためには、市場と業界が廃棄物対策について協力して継続的に取組んでいくための場が欠かせません。このため、各市場では業界と協議・検討する組織を設立し、市場と業界が協力してあらゆる廃棄物対策へ取り組んでいくよう体制を整えています。

② 廃棄物を発生抑制する具体的取組の強化

廃棄物の発生抑制のためには、手数料込みの専用ごみ袋・処理券による回収が有効です。これらの制度は、排出量に応じた費用負担や分別排出の徹底にもつながります。また、市場と業界が協力してごみの排出ルールについて個別事業者巡回指導等を行う市場が増えています。

③ 持込ごみ・不法投棄の監視体制の整備

市場外からの廃棄物の持込みと不法投棄には、市場と業界が一体となって監視体制を整備し、ゴミの持込みは違反行為であることを徹底して周知しています。なお、違反行為を行う者に対しては注意・指導、警告、処分など厳しい姿勢で臨む必要があるため、内容物を確認し追跡調査を実施しています。また、監視カメラを設置し、常に不法投棄への監視体制を整えている市場もあります。

④ 管理可能な廃棄物集積所の整備等

容易に廃棄物を持ち込むことができたり、不法投棄したりしやすい集積所であれば、まずそうした環境を改めることが大切です。そのため、多くの市場では、ゴミ排出時間の設定や施錠管理が可能な廃棄物集積所の整備により、不法投棄を誘引することのない環境づくりを進めています。

(2) リサイクル率の向上(食品リサイクル法の対象とならないもの)

省資源と廃棄物の処理費用の負担軽減のためにも、リサイクル率を向上させることが必要です。

市場の廃棄物集積場に排出される廃棄物の中には、一度限りの使用で廃棄されるものが多く、近年、軽量パレットや梱包材のビニールラップ及びPPバンドなどの廃棄物が大量に発生しています。

廃棄物リサイクルの原点は分別ですが、梱包材のリサイクル等に向けた取組には、改善の余地が見受けられます。

① 通い容器の使用拡大

青果部では、商品の輸送容器として通い容器が一部で使用されており、産地から小売店まで何度も往復して使用されています。

これまで、ダンボールなどによって輸配送されている商品についても、可能なものからその普及拡大を図っていく必要があります。



集積された通い容器

② 木製パレット

木製パレットは、繰り返し使用された後にリサイクルされていますが、近年輸入品の増加に伴い、軽量パレットの使用が増えてきました。軽量パレットは耐久性に欠け、すぐに壊れるため、再使用が困難となっています。

このため、軽量パレットではなく、繰り返し使用が可能な木製パレットやプラスチック製パレット等の利用を進めていくことが省資源対策として有効です。

また、破損して使用できなくなったパレットを、積極的に修理再生して再使用している市場もあります。再生利用は、廃棄物の減量となるだけでなく、新規投入の費用も省けるため、他の産業においては、従来から再生修理して繰り返し使用されています。

使用できなくなったパレットは、専門業者が回収して粉砕し、チップ状にしたあとに、ベニア板など合板の材料や段ボールなどの製紙原料、又は燃料としてリサイクルされています。

なお、平成20年4月から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正により、木製廃棄パレットの処理区分が一般廃棄物から産業廃棄物に変更されています。



耐久性に欠ける軽量パレット



木製パレット



集積場に集められた発泡容器

③ 発泡スチロール容器、ビニールラップ類

発泡スチロール容器は、軽量で保温効果に優れるため、特に水産物部で大量に使用されています。発泡容器の廃棄物処理は、場内の廃棄物処理団体が行っていますが、市場内に導入されている発泡処理装置によって溶融・固化し、インゴットにしたものを専門業者に売却している市場（築地、大田、淀橋、足立、板橋、世田谷）と、場外の処理業者へ搬出し、処理委託している市場（豊島、北足立、多摩ニュータウン、葛西）があります。いずれの場合にも、ビデオカセットケースや海外に輸出される電化製品のボディー等としてリサイクルされています。

また、ビニールラップやPPバンドも専門業者による再生資源化が可能なことから分別収集し、リサイクルする市場が増えています。

④ その他リサイクルされているもの

包装に用いられている段ボール類は古紙として回収され、再度段ボールや古紙の原料として使用されています。

また、ビンやカンについても、再生利用されています。いずれの場合も、専門業者がリサイクルを行っています。

(3) 食品リサイクル法への適正な対応

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「食品リサイクル法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程における大量の食品廃棄物について、その発生抑制と減量化によって最終的に処分される量を減少させ、これらを飼料や肥料の原材料として再生利用するために作られた法律で、平成 13 年 5 月に施行されました。

卸売業者や仲卸業者等を含む食品関連事業者に対し、平成 18 年度までに、食品廃棄物の再生利用等の実施率を 20% 以上に向上させるよう努力することを義務づけていましたが、平成 19 年 12 月に同法と関係法令の一部が改正されました。

食品関連事業者には、毎年度の再生利用等の実施率を、各年度事業者ごとに設定される基準となる実施率(基準実施率)を上回るようにする取組が求められることになりました。平成 19 年度の実績値を同年度の基準実施率とし(実績値が 20% 未満の場合は基準実施率を 20% とする。)、平成 20 年度以降、毎年度上昇していく基準実施率を上回るように、再生利用等の実施率を向上させていくことが求められます。¹

また、業種別に、平成 24 年度までにその業種全体として達成すべき実施率目標も定められました。市場関係者が含まれる「食品卸売業」については、70% となっています。

東京都は、市場の開設者として、今後とも経済性や効率性に優れた再生利用の技術等を市場関係業者へ普及啓発していくとともに、廃棄物の発生抑制や減量化に向けた取組の支援をしていきます。

現在、各市場で行われている食品廃棄物の再生利用等実施率と再生利用の取組は、次のとおりです。

市場別再生利用等実施率(平成 19 年度実績)²

市場名		再生利用等実施率	市場名		再生利用等実施率
築地	水産	64.5%	足立	水産	86.7%
	青果	8.1%	板橋	青果	30.6%
大田	水産	75.0%	世田谷	青果	0.7%
	青果	15.0%	北足立	青果	34.8%
豊島	青果	46.9%	多摩 NT	青果	33.3%
淀橋	青果	17.7%	葛西	青果	33.2%

¹ 参考資料Ⅱ参照。

² 再生利用等の実施率の計算方法

$$\frac{\text{平成 19 年度発生抑制量} + \text{平成 19 年度再生利用量} + \text{平成 19 年度減量量}}{\text{平成 19 年度発生抑制量} + \text{平成 19 年度発生量}}$$

なお、再生利用等実施率を求めるための発生抑制量の算出には、食品リサイクル法基準年である平成 13 年度データを使用している。

① 魚のあら、魚腸骨の飼料化

水産市場で発生するマグロなどの頭や骨などの魚腸骨は、場内業者が飼料、魚油などへ再資源化を実施しているほか、専門業者によってペットフード等の飼料としてもリサイクルされています。

魚腸骨のリサイクルについては、いつから実施されているのか定かではありませんが、戦後間もない頃から行われていたといわれています。

② 野菜くずのメタン発酵によるバイオマス発電¹

大田市場青果部では、平成 18 年 3 月から城南島スーパーエコタウンのバイオマス・リサイクル事業者への生ゴミの持ち込みを開始しています。野菜くずなどの生ゴミを液状化し、燃料となるメタンガスを発生させ、バイオマス発電に活用しています。

③ 野菜くずの飼料化・軽量土壌化

淀橋市場では、平成 19 年 2 月から城南島スーパーエコタウンのリサイクル事業者へ生ゴミの持ち込みを開始し、乾燥処理したうえ飼料化しています。

また、多摩ニュータウン市場では、平成 19 年 4 月から生ゴミを堆肥化させ軽量土壌として再生利用する専門業者への持ち込みを開始しています。

(4) 廃棄物処理費用の負担と支援

① 排出者責任に基づく廃棄物処理にかかる費用負担

食肉市場を除く各市場では、廃棄物処理等のために市場関係業者が組織する自治団体が、排出者負担の原則のもとに廃棄物を処理しています。

これまで中央卸売市場では、廃棄物処理の指導や調整を行うとともに、事業系一般廃棄物及び発泡廃棄物等の処理に要した経費の 4 分の 1 の額を負担金として支出してきました。この割合は、共用部分で発生する廃棄物については開設者としてその処理経費を負担する趣旨で、廃棄物処理団体との協定で定められています。

開設者負担の割合については、昭和 47 年度以降、見直しが行われていませんでしたが、この間、資源の循環利用の促進や排出者責任が強く求められるようになるなど、廃棄物処理をめぐる法制度や環境が大きく変化したため、適正な負担割合について、検討する必要が生じていました。

そこで、平成 17 年 5 月、食肉市場を除く全市場（10 市場）において、業界の協力を得ながら廃棄物排出実態調査を実施した結果、共用部分で発生する廃棄物の量は、全体の 15.9% 程度であることが分りました。

この結果、廃棄物処理経費にかかる負担金の割合については、15% とすることで業界団体と合意しました。

¹31 頁参照。

廃棄物排出実態調査結果¹

(単位：kg.%)

		東京都排出分		業界 排出量	計
		(排出量)	(割合)		
一般 廃棄物	可燃ごみ	7,263	7.7%	87,603	94,866
	木製パレット	20,800	37.3%	35,030	55,830
	小 計	28,063	18.6%	122,633	150,696
産業 廃棄物	不燃ごみ	4,632	19.0%	19,738	24,370
	プラスチック製パレット	183	100.0%	0	183
	発泡スチロール	514	1.5%	34,634	35,148
	小 計	5,329	8.9%	54,372	59,701
合 計		33,392	15.9%	177,005	210,397

(5) 廃棄物処理設備等の整備補助

中央卸売市場では、資源ごみの分別回収の促進や資源の再資源化等の推進を図るため、廃棄物処理設備等整備事業費の補助事業を実施しています。

この事業は、発泡廃棄物等処理施設又は分別収集用機器材等を導入又は更新する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

¹ 平成 17 年 5 月、食肉市場を除く各市場において実施。